

海陽町防災士資格取得費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、防災士の資格を取得しようとする者に対して、予算の範囲にて交付する海陽町防災士資格取得費補助金(以下「補助金」という。)に関し、海陽町補助金交付規則(平成18年規則第33号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「防災士」とは、「自助」「共助」「協働」を原則として、地域社会の様々な場で、防災・減災及び地域防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識と一定の知識・技能を修得した者で、特定非営利活動法人日本防災士機構(以下「防災士機構」という。)の認証登録を受けたものをいう。

2 この要綱において「防災士研修センター等」とは、防災士機構が認定した研修機関でかつ防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座を行う機関をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる条件の全てに該当する者とする。

- (1) 本町に住所を有する者で、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により記録されている者
- (2) 防災士研修センター等又は徳島県が開催する地域防災推進員養成研修(以下「研修等」という。)を受講した後に、防災士機構が実施する防災士資格取得試験に合格した者
- (3) 防災士としての認証登録が完了した後に、海陽町内の自主防災組織等で活動する意思がある者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるものとする。ただし、防災士機構による防災士認証登録を受けた年度又はその前年度に支払ったものに限る。

- (1) 防災士教本代金
- (2) 防災士資格取得試験受験料
- (3) 防災士資格認証登録料

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計金額とし、1万2,000円以内とする。

2 補助金の交付は、1人につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、海陽町防災士資格取得費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 防災士機構が発行する防災士認証状の写し

- (2) 第4条各号に掲げる経費を支払ったことが確認できる書類（領収書、振込受付票等）
 - (3) 徳島県が開催する地域防災推進員養成研修以外の研修等を受講したときは、受講した機関及び講座等が確認できる書類
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項の申請書の提出期限は、防災士の認証登録を受けた日から1年を経過する日までとする。

（補助金の交付決定等）

第7条 町長は、前条第1項に規定する申請があったときは、審査を行った上で補助金額を決定し、海陽町防災士資格取得費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付しない決定をしたときは、申請者に対し、海陽町防災士資格取得費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その旨を通知するものとする。

3 規則第5条の規定による補助金の額の確定は、前項の規定による通知をもって代えるものとする。

（検査等）

第8条 町長は、申請者に対して、補助金に関する必要な指示を行い、報告を求め、又は検査等を行うことができる。

（補助金の返還等）

第9条 町長は、助成を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により助成を受けたとき。
- (3) その他町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

（補助金の交付を受けた者の責務）

第10条 交付決定者は、積極的に地域の防災活動及び町が実施する防災に関する施策等に協力しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

海陽町長 殿

申請者 住所
氏名

海陽町防災士資格取得費補助金交付申請書兼請求書

海陽町防災士資格取得費補助金の交付を受けたいので、海陽町防災士資格取得費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請（請求）します。

1. 申請（請求）金額・交付対象額

(1) 防災士教本代金	円
(2) 防災士資格取得試験の受験料	円
(3) 防災士認証登録申請料	円
補助金申請（請求）額 ※1	円

※1 上限12,000円とする。

2. 養成研修講座

(1)受講コース名	
(2)研修機関名	
(3)受講期間	

3. 添付または提示する書類 ※準備ができた書類に✓を入れてください。

- 防災士機構が発行する防災士認証状の写し
 申請金額にかかる支払いが確認できる書類（領収書、振込受付票等）の写し
 講座を受講した機関及び講座等が確認できる書類の写し（地域防災推進員養成研修受講者を除く）
 補助金の振込先が分かる通帳、書類

【補助金振込先】

金融機関名		店名	本店・支店 出張所
預金種別	普通	当座	口座番号
フリガナ			
口座名義人	※振込先口座は、申請者名義のみに限ります。		

様式第2号（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

海陽町長

海陽町防災士資格取得費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった海陽町防災士資格取得費補助金について、次のとおり交付することに決定したので、海陽町防災士資格取得費補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

交付決定額 円

交付予定日 令和 年 月 日

以上

様式第3号（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

海陽町長

海陽町防災士資格取得費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった海陽町防災士資格取得費補助金について、次のとおり交付しないことに決定したので、海陽町防災士資格取得費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

（不交付とした理由）

以上